

# SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

N577  
2019・3・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 大阪市交通局「ひげ裁判」のご報告…………… 井上将宏  
メトロコマース労働契約法20条裁判、大きな「一歩前進」!…………… 青龍美和子  
保険外交員の搾取被害問題について—働けば働くほど借金を背負う…………… 中川 拓  
青法協あいち設立60周年記念企画のご報告…………… 新山直行  
[投稿] いやあこれはすごい本だ—渡辺輝人著『残業代請求の理論と実務』のススメ…………… 笹山尚人  
改憲問題対策法律家六団体連絡会主催  
院内集会「改憲を先取りする自衛隊のリアル」シンポジウム報告…………… 片木翔一郎
- ロースクールの実情と法曹養成
- 光 闇 「みぞ世代」?…………… 山崎大志  
[議長ひとくちトーク] これ以上時間を使わずに1.5倍売上げを上げるマジック…………… 北村 栄  
～報酬にまつわる奥深い心の世界
- 新刊|旧刊 『労働弁護士50年 高木輝雄のしごと』…………… 北村 栄



チュニジアの子ども

# 大阪市交通局「ひげ裁判」のご報告

大阪 井上 将宏

## 第一 はじめに

この裁判では、地下鉄の運転士に対して、ひげを一律に禁止することとした大阪市交通局(当時)における職員の身だしなみ基準の是非を通じて、本来的に個人の自由に属する行為を一律全面的に禁止する職場内ルールの必要性・合理性が問われてきました。

本件は、二〇一九年一月三〇日付で大阪市が控訴したこともあり、以下では、一審判決の問題点にも触れつつ事案について簡単に報告させていただきます。

## 第二 提訴の経緯

原告らのうち一人の男性運転士は、ひげを生やして乗務したことを理由に人事評価を低評価とされるようになり、前記評価に基づく低額の賞与しか支給されないという不利益を被りました。また、本件提訴時点で、既にひげを理由に二年連続して最低評価区分とされていたことから、降任又は免職の分限処分を受ける可能性も存在していました。もう一人の男性運転士も、ひげを生やして乗務したことを理由に人事評価を低評価(第四区分)とされ、低額の賞与しか支給されないという

不利益を被りました。実際に、被告は、二〇一五年九月三〇日付で、二年連続して最低評価区分との判定を受けた職員二名を免職処分としており、当時の原告らにとつて、分限免職の危険は現実的なものでした。

そこで、原告らは、前記人事評価の根拠となつた身だしなみ基準の違憲・違法を主張して、本件訴訟を提起しました。

## 第三 本件判決の意義と問題点

### 1 本判決の意義

(1) 二〇一九年一月一六日に言渡された大阪地裁第五民事部(内藤裕之裁判長)の判決は、①原告らが「お客様に快い印象を与えるものでないひげ(「無精ひげ、奇異・奇抜なひげ)の状態であった」、②原告らにはひげ以外にも減点評価されるべき事情があり、ひげだけを理由に減点評価したわけではない、等といった被告の主張を排斥し、大要以下のように述べて、被告に対し、各二万円(注)の支払いを認める原告勝訴の判決を言渡ししました。

i 「ひげを生やすか否か、ひげを生やすとしないかの様な形状のものとするかは、服装や髪型等と同様に、個人が自己の外観をいかに表現するかという個人的自由に属する事柄である」から、「地

下鉄運転士に対して、職務上の命令として、その形状を問わず一切のひげを禁止するとか、単にひげを生やしていることをもって、人事上の不利益処分の対象とすることは、服務規律として合理的な限度を超えるものといわざるを得ない。

ii 本件基準には「整えられた髭も不可」という明確な記載が存在し、任意の依頼である旨の文言は存在せず、通達にも人事考課への反映を行う旨の記載があること、人事考課シートには「規律性」の着眼点として「頭髪、ヒゲ等」といった記載があること、原告らの上司(当時)である乗務所長はひげを生やしていることを理由に二つの評価項目で低評価とした旨述べていること等の事実を認定して、「原告らがひげを生やしていたことを主要な事情として考慮して、この点を原告らに不利益に評価したものであると認めるのが相当である」。

iii 仮に原告らが無精ひげを生やしていたというのであれば、乗務開始前の点呼の際等にひげを整えるよう指導したり、勤務自体を停止させたりすることも可能であるところ、被告がそのような対応をしたとする証拠は認められないことから、「原告らが、市民・乗客に快い印象を与えるものではない無精ひげの状態勤務していたと認める」ことはできない。

iv 本件身だしなみ基準の趣旨目的、ひげを生

やすか否かは個人的自由に関する事項であることに鑑み「本件各考課の内容については、原告らの人格的な利益を侵害するものであり、適性かつ公平に人事評価を受けることができなかつたものであつて、国賠法上違法である」。

(2) 本判決は、労働者の市民的自由が抑圧されている現在の社会情勢や職場環境の中で、職場における労働者の市民的自由(本件では労働者の人格的利益)に対する過度の制約が違法となるということについて、あらためて確認した点に意義があります。

## 2 本判決の問題点

前記のような意義がある一方で、本判決には問題点も少なくありません。以下に一例を示します。

### (1) 勤勉手当の差額請求を認めなかつた点

判決は、ひげを生やしていたことを低評価の理由として考慮することを違法としつつも、そのことから直ちに、原告らが確定的に、より上位の相対評価区分に付されたと認めることはできないとして、原告らの差額請求を認めませんでした。

### (2) 本件基準自体の合理性を認めた点

判決は、「ひげ」一般について、「清潔感を欠くとか、威圧的印象を与えるなどの理由から、社会において、広く肯定的に受け容れられているとまで

はいえないのが我が国における現状である」と述べて、地下鉄運転士に対してヒゲを禁止する服務上の基準を設けることの必要性と合理性を肯定してしまいました。

また、前述(第三の1(1)②)のとおり認定しつつも、特に理由も述べないまま、本件基準は「職員の任意の願いを求める趣旨のものである」と認定し、本件基準の制定自体の違法性を否定しました。

## 第四 終わりに

本件原告らは、提訴から約三年間、職場内においてながらこの裁判を闘い続けてきました。その点には純粹に敬意を表したいと思います。

前記のとおり、判決内容については幾つか無視し得ない問題点がありました。原告らとしては、大阪市が誤りを認めて控訴を断念するのであれば、こちらからはあえて控訴せずに、判決を早期に確定させた上で現場で活用する方途を模索するということも検討していました。しかしながら、大阪市は控訴という拳に出ましたので、この機会に一番判決の問題点を問い直す所存です。

(弁護士は青法協大阪支部の村田浩治、谷真介及び井上の三名)

# メトロコマース労働契約法二〇条裁判、 大きな「一歩前進」!

東京 青龍美和子

## ■はじめに

去る二月二〇日、東京高裁で、正社員に支給している退職金を契約社員に対して支給しないことは、労働契約法二〇条にてらして不合理だという判決が出ました。提訴から約五年、やっと前進と評価できる一歩を踏み出しました。

一番原告は、東京メトロの地下鉄駅構内の売店で働く女性四人。東京メトロの一〇〇%子会社である株式会社メトロコマースに雇用される契約社員Bという雇用形態です。四人のうち三人はすでに定年退職し、現在一人のみが現役で残っています。

## ■裁判のたたかいに立ち上がるまで

メトロコマースの売店販売員には、正社員、契約社員A（現在は職種限定社員）、契約社員B等

の雇用区分があり、それぞれ労働条件が異なります。しかし、仕事の内容は皆同じ。一つの売店を二人で早番と遅番の交代で営業するのです。もちろん制服も同じで、当初は雇用区分が正社員と契約社員A・Bに分かれているなんて知りませんでした。

月額手取り二〜三万円の生活保護ストレスの低賃金に疑問をもった原告四人は労働組合に入ろうとします。会社に労働組合はありますが、当時は契約社員は加入できず、断られました。そこで、全労協全国一般東部労組に加入して、メトロコマース支部を立ち上げました。粘り強い団体交渉と熱血ストライキで、売店内の環境整備や食事補助券、定年退職後の継続雇用など、契約社員が差別されてきた労働条件を少しずつ改善してきました。

しかし、組合が正社員との格差を是正させるために、団体交渉で正社員の就業規則の開示を求めても、会社は「契約社員Bには関係ない」と言って拒否し続けました。

もう裁判しかない!と決意した組合と四人のメトロレディーたちは、資料が不十分な中、どんな格差があるのかも不明なまま(?!)、二〇一四年五月一日に提訴したのです。

## ■東京地裁で、信じられない不当判決

裁判でも、会社は正社員の就業規則を開示しなうとせず、何度も求釈明をした結果、裁判長から促されてやっと、「あるある〜手当ある〜♪こんな手当〜あんな手当〜♪」と、メトロレディーたちが炭坑節で替え歌を作るほど、次から次へと労働条件が差別されていることがわかったのです。

にもかかわらず、二〇一七年三月二三日、東京地裁民事三六部(当時吉田徹裁判長)は、ほぼ請求棄却。唯一、不合理と認めた残業手当の割増率の相違(正社員は二七・三五%割増に対して、契約社員Bは二五%増)、合計約三九〇〇円でした。

非正規労働者に対する差別的取り扱いに司法が手を貸すほどの不当判決に対し、当然控訴。えっ! 会社も控訴... 時間外労働の割増賃金の割増率の差別すらは正しない会社に啞然としました。

### ■東京高裁でやっと「一歩前進」

今回の高裁判決は、住宅手当と褒賞、退職金の一部について、契約社員Bに支給しないことは不合理であるとして、損害賠償の支払いを命じました。

メトロコマースは事業所がほとんど東京都内にあり、転居を伴う異動はないので、全正社員に対して住居費の補助として支給される住宅手当を契約社員Bにも支給するのは当然です。褒賞は、統一〇年、二〇年、... 退職時に必ず定額が与えられるので、同じ期間勤続した契約社員Bに支給するのも当然です。しかし、退職金については、なぜか正社員の基準で算定した四分の一相当額のみを賠償を命じました。納得いかないポイントの一つですが、退職金が一部でも認められたのは、労契法二〇条裁判では初めてで、画期的なことです。大きな一歩でした。

### ■最高裁に向けて

本件高裁判決の前の週には、大阪高裁で大阪医科大学でのアルバイトに対する賞与の不支給が不合理だとする判決が出て、原告らを勇気づけました。少し前には、日本郵便の東・西それぞれで住宅手当や年末年始手当、夏期冬期休暇を非正規に認めないことが不合理だとされていました。本件の判決はさらに退職金の不支給が不合理だとする判決で、先行する判決とあわせて一歩前進を勝ち取ったといえます。

非正規労働者が権利を行使してたたかうのはとても大変です。低賃金なので、明日の生活のために、とにかく働かなくてはならず、経済的にも時間的にも精神的にも余裕がありません。労働組合や支援者の支えがあつてこそ、成り立っている状態です。しかし、このたたかいが、あの安倍政権にさえ「同一労働同一賃金を実現する」と言わせ、「働き方改革」での有期パート法の改正、ガイドライン(指針)の制定など、不十分ながらも非正規労働者の待遇改善に道を開く流れを生み出しています。

この勢いをさらに加速させ、最高裁でさらなる前進を勝ち取りたいです!

(弁護団は、東京法律事務所 滝沢香、今野久子、井上幸夫、長谷川悠美、水口洋介、私の六人です。)

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

## 人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

### 人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —



青年法律家協会弁護士学者合同部会 編

B5版・280ページ  
定価2,500円(税込)

# 保険外交員の搾取被害問題について

## — 働けば働くほど借金を背負う —

長崎県弁護士会 中川 拓

### 1 賃金の重要性

「賃金の支払」は、労働契約の最も基本的な要素であり(民法六三三条、労基法九条、労契法二条・六条、労組法三条)、労働者の生活の糧である。そのため労基法二四一条一項は、「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」と、賃金全額払原則を定めている。

しかし、一部の「保険代理店」(以下「代理店」)は、自らが雇用する保険募集を行う「保険外交員」(以下「外交員」)に対し、賃金を全額支払わないどころか、労働すれば労働するほど借金を背負わせる、「搾取」としか言いようのない仕組みをとっていることが判明した。

### 2 基本給・諸経費の控除

代理店各社に共通する特徴は、外交員の賃金を「基本給」(二〇万円前後)と「成果報酬」(代理店に入る手数料の八割程度)の二本立てとしていることである。そして、毎月基本給を支給するもの、毎月の成果報酬の算出過程で基本給と同額を控除する。もし成果報酬の額が基本給の額に満たずマイナスとなれば、外交員の負債となる。代理店は、実質的には基本給を負担しない仕組みである。

また、代理店によっては、外交員が使うパソコン代、事務員の給料、社会保険料の会社負担分、プリンタ代、トナー代、紙代、交通費、名刺代、強制的に取得させる資格の取得費用等、通常は事業主が負担する経費を、外交員に負担(成果報酬からの控除又は実費負担)させている。

### 3 見込客提供費用の控除

インターネットには、保険の比較・見直し・相談サイトがある。サイト運営会社(代理店の関連会社であることが多い)は、「専門家による保険の面談が無料で受けられる」「面談を受ければ商品券がゲットできる」と謳い、面談を受け付ける。

サイト運営会社は、ネットで面談の申込みをしてきた「リーズ」と呼ばれる見込客の情報を、提携する代理店に一件数万円で販売する。代理店は、この情報を、自社の外交員に「提供」する(代理店が外交員に強制的に「提供」する場合もある)。外交員が自主的に提供を受ける場合もある。外交員は、見込客と面談し、保険募集をし、契約に結びついてもつかなくても(見込客は商品券欲しさが大半である)、「見込客の提供を受けた」というだけで、代理店に一件数万円の「リーズ代」を支払わなければならない。リーズ代は、成果報酬から控除され、リーズ代が成果報酬を上回れ

ば、やはり負債となる。営業に行った営業職が、会社に「営業に行かせてくれたお金」を支払う仕組みである。

#### 4 雇止めと負債の請求

従前から顧客を多数持つ外交員や、新規契約を多数取れる外交員は、前記のような多額の控除があっても成果報酬を得ることができる。そうでない外交員は、成果報酬がマイナスとなり、マイナスは翌月に繰り越される。そしてマイナスが増え続け解消されないと、契約社員なので、雇止めされる。

雇止め時、代理店は外交員に対し、「相殺」をして最終月の賃金を支払わない。そして雇止め時点での負債の支払を求める。低賃金で真面目に働いてきた外交員は、ある日突然路頭に迷った上、最終月の賃金もなく、負債の支払を請求されるのである。雇止めと負債の支払を恐れる外交員は、代理店への在籍を続け、頑張つて少しでも負債を解消しようと積極的に入り組面談をするが、成果が出なければ負債は膨らむ一方。「蟻地獄」である。

#### 5 搾取の背景

保険商品は複雑で、高度の専門知識が必要な

め、保険業法は、保険募集ができるのは、保険会社が行う場合と、保険会社から委託を受けた者（「代理店」が行う場合に限っており、「再委託」を原則禁止している（保険業法二七五条）。保険会社は委託先に対し管理義務を負うので（同法二〇〇条の二）、委託先には保険会社の指導・監督が及ぶが、「再委託」となると、保険会社の指導・監督が及ばないためである。

代理店の外交員は、従前、個人事業主として、代理店から業務委託を受けて保険募集を行う「委託型募集人」が多かった。報酬はフルコミッションであり、業務遂行に伴う諸経費は外交員が負担していた。二〇一四年、金融庁は、保険募集適正化のため、「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正し、委託型募集人による保険募集は保険業法二七五条の「再委託」に該当し許されない、との解釈を明確化した。

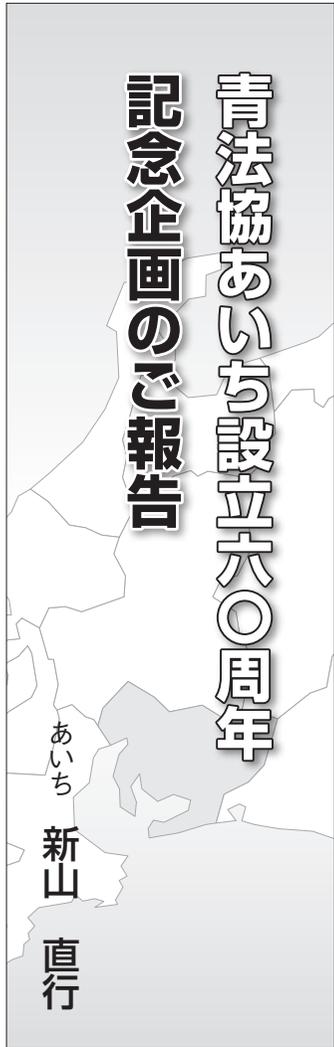
これにより代理店は、自社で募集人を雇用することとなった。しかし、一部の代理店は、表面的には「雇用」の建前としつつ、雇用に伴う人件費の負担を回避するため、実質的には従前の「委託型募集人」と同様の費用負担とし、さらにリーズビジネスを利用して外交員から金銭を上納させることとした。こうして編み出されたのが、前記手法なのである。

#### 6 元外交員の被害意識

委託型募集人から被用者に移行した外交員は、前記の仕組みでも、「この業界はそんなもの」とあきらめていることが多い。他方、新規従業員募集に応じて入社した外交員は、採用面接で、「マーケット提供があるので安心」「基本給があり、成果報酬も高額」と勧誘され、前記仕組みの詳細な説明は、なされていないことが多い。仮に説明されても、「普通にしていれば大丈夫」などと言われ安心させられる。そして入社すれば説明もないまま一方的に搾取され、使い捨てられるのである。

今回、私の担当する元外交員の代理店に対する被害回復訴訟に興味を持った新聞記者がこの問題を記事にし、その記事により、全国で同時多発的に、多数の元外交員が一部の代理店に対して被害回復訴訟を提起していること、自分も弁護士に相談して被害回復したいと考えている元外交員が多数いることが判明し、「保険外交員搾取被害弁護団」結成の運びとなった。「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と労基法一条一項は定めている。非人間的な外交員搾取被害を撲滅したいと考えている。

# 青法協あいち設立六〇周年 記念企画のご報告



○一九九年二月一日、青法協あいち支部では  
設立六〇周年企画として記念講演及びレセ  
プションパーティを開催しました。正確に言えば、

二  
六〇周年目

は二〇一八  
年なのです  
が、無事、  
二〇一八年  
度のうちに  
は開催でき  
ました。

記念講演  
には、二〇  
一七年に大  
阪で行われ  
た人権研究  
交流会の

大人気分科会「裁判必勝法」のバネリストでもあつ  
た今村嗣夫先生をお招きしました。今村先生とい  
えば、津地鎮祭違憲訴訟、自衛官合祀拒否訴訟、

在日韓国人指紋押捺拒否訴訟等々、法律書や判  
例百選でも目にする著名な人権事件や、韓国・朝  
鮮人B C級戦犯者訴訟を手掛けるなど、様々な分  
野における少数者(マイノリティ)の人権のため五  
〇年以上にわたって闘ってこられた弁護士です。

当地の近くである三重県津市が舞台の津地鎮祭  
違憲訴訟をはじめ、自衛官合祀拒否訴訟、韓国・  
朝鮮人B C級戦犯者訴訟の三つの事件を通じて、  
今村先生直々に事件の説明をしてくださり、その  
時々の心情や、苦労話、やりがいなどを解説頂き  
ました。

私

が今村先生の講演を聞くなかで重要な視点と  
感じ、また、心に残ったのは次の二点です。  
一点目に、「少数者の人権」の捉え方です。

日本には同調圧力のような風土があり(秩序を  
乱す者の村八分など)、全体に同調しない少数者  
の人権が侵害されやすい風土があります。もっと  
も、少数者に人権があれば、多数者にも人権があ  
ります。したがって、決して、少数者の人権が多  
数者の人権よりも強いというような比較論では整  
理できません。重要なのは、「多数決をもってして  
も奪えない少数者の人権」があり、それが侵害さ  
れているのだという視点です。何事も多数決が正  
義だといわなければかりの今の政治情勢に通じる重要  
な視点をあらためて再確認できました。

二点目に、「長く続けていくこと」の重要性です。

今村先生の著書『こわされた小さな願い』(キリ  
スト新聞社)のあとがき「日本の精神的風土を変  
革しようとするわれわれの運動は、息長く続けね  
ばなるまい。人の考えを変えてもらうには時間  
がかかる、肩の力を抜いて、むしろ楽しみながら  
やろうや」の一説を引用され、津地鎮祭違憲訴訟  
では最高裁で逆転敗訴をし、その後の政教分離訴  
訟でも負け続けたが、二〇年のちの愛媛玉串料違  
憲訴訟では勝利した、焦らなくても長く続けるこ  
とが大事だとお話されました。最後、ほほえみな  
がら「皆さん、負け続けましょう」と締めた今村  
先生の言葉には、日々、権力を相手にする裁判で  
敗訴ばかりが続き、心がくじけかねない私たち会  
員に対し、今の私たちの闘いは無駄ではなく、将

来の人権確立のために役に立っているんだという  
エールであると理解しています。

今村先生のお話はとても貴重で、ためになる記

念講演となりました。

そ の後のレセプションパーティーでは、普段、  
青法協に顔をみせないベテランの先生方に

も多数参加いただき、盛り上がり、全体を通じて  
大成功の企画となりました。

投稿

# いやめくれはどぞい本だ

— 渡辺輝人 著

## 『残業代請求の理論と実務』のススメ

東京 笹山 尚人



二〇一九年一月二四日。

担当しているD社を被告とする残業代事件  
で、会社側が固定残業代の主張をしてしま  
した。そこで、これを機会に渡辺輝人さんが昨  
年上梓した本、『残業代請求の理論と実務』で  
勉強して反論しようと考え、勉強しました。

私の見込みでは一日あれば読み切り、書面  
が書けると考えていました。しかし、実際には  
二日かかりました。

まず渡辺さんの本のレベルが高い。私は労  
弁マニュアルがちよっと理屈っぽくなっただけ  
いかと思っていたので、学術的濃厚さにまず  
驚きました。ゆえに、私には難しくてすぐに  
理解できない箇所も多い。なんとか、なるほ  
どこういうことかなと理解できるまでに一日。

で、渡辺さんの本には、くれぐれも形式的  
要件だけあげてそれ満たしていないから固定残  
業代はダメみたいな安易な主張はするな、事  
件の実態を精査して、そこから固定残業代が  
合法たり得ない根拠をきちんと示すのが労働  
弁護士腕の見せ所だ的な挑発的なことが書  
いてあったので、事件の実態面やら就業規則  
の文言やらをよみとく作業をし、それを書面

京

都支部の渡辺輝人会員が昨年、『残業代請  
求の理論と実務』（旬報社）という本を上梓  
された。私はありがたいことに、著者から献本で  
タダでいただいていた。私が書いた一〇〇〇  
円しない新書と異なり高額なので、これをいただ  
いたからにはどこかに書評でも書かないとなあ  
と思っていたけれども、年末の多忙さにまぎれて  
時は過ぎ、正月に勉強しようかと思っていたけれ  
どもダラダラしていたらまた時は過ぎ……、とな  
っているうち、ついに読む機会がやってきた。

読んでみたら、これはすごい。とても素晴らし  
い本。労働者側代理人を務める弁護士はもちろ

だが、労働組合の活動家や、顧問として会社に指  
導をする立場の弁護士もぜひ読むべきだと思いま  
した。

ということで、ついに「青年法律家」紙上で書評  
を書きます！

ただ、渡辺さんから許可をもらったので、横着  
して、私がフェイスブック上に書いたのを少しだ  
け修正して転載する形とします。以下がその文章  
です。みなさん、以下を読んでぜひ買って読んで  
くださいね。

におとし込む作業にまた一日。  
疲れた。

今日期日で、裁判官から、「固定残業代の対価性を問題にする原告の主張が出ました。被告は、十分ご検討を」とのコメント。もう少し、

「労作ですね」とか言ってほしかったな。(笑)

とにかく久しぶりにすごい本を読んだなと思えました。弁護士がこれを書いたというのがまたすごいこと。いやいや、渡辺さん、ご苦勞様、ありがとうございます。

『残業代請求の理論と実務』

著者・渡辺輝人  
定価・二八〇〇円＋税  
発行・旬報社 A5版 二八六頁

改憲問題対策法律家六団体連絡会主催

院内集会

「改憲を先取りする自衛隊のリアル」  
シンポジウム報告

2/18 開催

東京 片木翔一郎

1 去る二〇一九年二月一八日夜、衆議院第

一議員会館において、改憲問題対策法律家六団体連絡会の主催にて、院内集会「改憲を先取りする自衛隊のリアル」変貌する自衛隊、自衛隊・米軍基地」が開催されました(後援：安倍9条改憲NO！全国市民アクション)。

開会に先立ちまして、日弁連憲法問題対策本部の福山洋子弁護士より、日本国憲法企画「憲法を歌おう」コンテスト「あなたの思いをメロディに乗せて」において大賞を受賞しました憲法ソ

グ「わたしのねがい」の紹介がありました。

2 集会は社会文化法律センター共同代表の宮里邦雄弁護士の挨拶で始まりました。

まず、元内閣官房副長官補の柳澤協二氏に「二〇一八年防衛大綱の分析」と題して報告をしていただき、その概要は以下の通りでした。

新防衛大綱からは、二〇二三年の防衛大綱と比べて、「対米一体化」と「専守防衛からの逸脱」という顕著な傾向が読み取れる。

そして、INF全廃条約から離脱し低出力核兵

器を推進しようとする一方で、自国だけは宇宙をベースにした防衛システムにより核兵器を防ごうとしている米国に追従していくことは、日本にとって決して安全とはならない。自国だけが核攻撃を防げる状態にしようというアメリカの目論見により、軍事力の相互抑止という前提は崩壊する。アメリカと中国が戦うとき、北京と東京は互いに射程内であり、ワシントンだけが射程外という状況が発生する。

また、大綱にはいずも改修やF35導入といった打撃力強化の内容が見られるが、すでに中国の軍事力は多方面で日本よりも優位に立っており、力をもつてこれを制そうとするのは現実的でない。大綱に記されている、宇宙・サイバー領域での優位についても同様に、獲得するのは難しい。

このように、「対米一体化」「専守防衛からの逸脱」は、目標を見失っており、アメリカに見捨てられないためにただ際限なく同調しているだけになってしまっていて戦略がない。

3

次に、東京新聞論説兼編集委員の半田滋氏に「自衛隊基地・米軍基地の変貌」と題して講演をしていただき、その概要は以下の通りでした。

昨年(二〇一八年)四月、米軍は厚木の空母艦載機六二機を山口の岩国基地へ移転した。これにより、厚木基地の使用率は低下したが、厚木基地は返還されていない。J.R横浜線沿いの最後の一等地とされる米軍相模総台補給廠も実質的に使用されていないにもかかわらず、ごく一部が返還されたのみである。そればかりか、いまだ基地を使用しているという外観を作るため、必要もないのに部隊を配置している。日米地位協定は第二条三項で不要になった基地の返還を定めているが、返還はなされないし、日本政府も返還を求めない。

オスプレイについては、当初「海兵隊で最も安全な航空機」と宣伝されたが、海兵隊で最も危険な航空機といえる事故率となっている。にもかかわらず、政府はオスプレイの横田基地配備に文句を言わないどころか、帯広にオスプレイの補給拠点を置くことまで検討している。

日本政府は米軍に対して「おおらか」すぎる。このままでは昨年作成された第四次アーミテージレポートに記載の日本政府への要求が実現してしまいう日も近い。

4

最後に、東京新聞編集局社会部長の杉谷剛氏に「はじめてなき軍拡と国民生活」と題して、報告を行っていただき、その概要は以下の通りでした。

東京新聞では、最近、「税を追う」と題して防衛予算についての連載を行った。その中で昨年、兵器ローン残高が五兆円を突破し年間防衛予算に匹敵する事態となったことを報道した。日本政府は米国製兵器をほとんど言い値で買っている。また、その兵器の運用や維持にも莫大な予算がかかる。それが防衛費の肥大化の原因である。最近では防衛予算が最高額を更新し続けているにもかかわらず防衛省が予算のやりくり困っているということが取材から見えてきた。例えば、別の機体から外してきた部品を修理に用いるような「共食い整備」なども行われており、また、国内軍事メーカーへの支払猶予申入れも行われている。

そのようななか安倍政権は、兵器の購入や辺野古の工事を予備費や補正予算で行っている。このような形であれば、メディアや国民の目も向きづらい。予備費や補正予算は災害などの場合に使用されるものであって、これは本来の使い方ではない。全体としてコストよりも日米同盟重視の政策が行われている。首相はトランプ大統領に自動車産業への関税をちらつかされて、武器を買っているのではないか。

5

講師の方々には各三〇分という短い持ち時間にもかかわらず非常に充実した内容の講演を行っていただきました。改憲が先取りされていること、政府がアメリカの言いなりとなっていることが誰の目にもはっきりとわかる報告でした。

ところで、集会では逢坂誠二衆議院議員(立憲民主党)、福島瑞穂参議院議員(社会民主党)にも順にご登壇いただき、ご挨拶をいただきました。さらに、大島九州男参議院議員(国民民主党)からのメッセージも読み上げられました。また、山添拓参議院議員(日本共産党)、仁比聡平参議院議員(日本共産党)、小西洋之参議院議員(無所属)のそれぞれの秘書の方にもご参加いただきました。

集会后の援であります安倍9条改憲NO!全国市民アクションの高田健共同代表からもご挨拶をいただきました。

集会は、最後に清水雅彦教授(日本民主法律家協会)による挨拶をもって閉会となりました。

なお、集会では、主催であります改憲問題対策法律家六団体連絡会が活動資金を募りましたところ、総額八万円を超える支援金が集まりました。集会には約一八〇名のご参加があり大盛況のうち閉会となりました。

ご参加、ご協力いただいた皆様、ありがとうございました。

# 光 闇 「みぞ世代」?

東京 山崎 大志

## ☆ロースクールの実情★

### ☆ロースクールの光☆

#### ☆充実した学習環境

ロースクール生活は、充実したものであった。信頼できる先生が多く在籍しており、先生の研究室にいけば何でも疑問をぶつけることもできた。

司法試験を受けた先輩や、実際に司法試験に受かった先輩に相談する機会も設けられていて、ロースクールでの授業の受け方や勉強方法についてブラッシュアップすることもできた。

自習室も自分専用の席やロッカーも用意された。

れており、勉強に打ち込む環境も充実していた。ついでにいえば、母校のロースクールの周りには、遊びに行くところも特になかったため、より勉強に打ち込めた環境であった。

充実した環境を使い切つてやろうという思いで、ロースクールに通っていた。

もともと、そういった思いのある人は少なかったように感じる。

特に、クリスマスイブ、クリスマスにおける自習室にいる人数が極端に少ないなど、司法試験に受かる気持ちがないのではないかと疑わざるを得ないことがあったのだ。冗談はさておき、充実した機会・環境があるもの、それを生かそうという人が多数とは思えなかった。

#### ☆勉強仲間

学生の在籍人数が多いロースクールに通つて

いたので、勉強仲間がたくさんできた。

情報交換をしたり、一緒にゼミを組んで勉強したりして、みんなで司法試験に合格しようという思いで勉強に励むことができた。

学部時代は、ほぼ一人で司法試験の勉強をしていたので、孤独でモチベーションも上がらなかった。そのため、大規模なロースクールに入つて、一緒に志を同じにする人たちと沢山友達になれて嬉しかった。

☆弁護士、裁判官、検察官そして青法協との  
出会い

ロースクールには、法曹三者がそれぞれ在籍している。授業だけでなく、懇親会等で法曹三者それぞれと接する機会があった。エクスターンという履修科目もあって、法律事務所に一定の期間通つて研修を受けることができ、ものももあった。

また、青法協と出会ったのも、ロースクールに入つて間もないときだった。

ロースクール生部会が主催していた講演会や司法試験学習会に参加していくうちに青法協に入らざるをえなくなったわけではなく、人権課題や社会問題に取り組むことに関心があったので、自然と入りたいと思うようになった。ロースクール制度がなければ、青法協に入つてなかったかもしれない。

## ロースクールの実情と 法曹養成

右のような機会があったので、法曹としての進路を具体的に考えることができた。さらに、法曹になった姿を想像すると、近い将来が楽しみで、より勉強に打ち込む力となった。

### ★ロースクールの闇★

#### ★高い学費

ロースクールは学費が高い。特待生として授業料が免除されていなければ、私立では、年間一五〇万円から二〇〇万円ほどで、国立は、六〇万円から一〇〇万円ぐらいの費用かかってしまう。

この高い学費を敬遠して、ロースクール進学を断念する人もいると聞いた。私も、学費の高さに怖じ気付いてロースクール進学を迷っている時期もあった。

#### ★人間トラブル

紛争を解決する者を目指しているはずが、紛争を引き起こしている人がいる。

私は、直接関係を持たなかったが、クラスの友達に嫌がらせをしたり、セクハラをしたりしている人がいた。

また、授業中に、教授から、一

時間ほど私だけ立ったまま叱責されたこともあった。大学の事務課に相談したが、その教授のパワハラを大学内で問題にしてもらうには、時間と労力が多大にかかることを知り、司法試験の勉強の時間を優先して、諦めることにした。

ロースクールでは、右のような人間トラブルが少なからず起きており、苦しんでいる人がいることは確かである。

#### ☆ロースクール実感★

ロースクール生活は、嫌なこともあったが、充実したものであったし、とても良い学生生活を送らせてもらったと思っっている。人生で最も勉強に打ち込めた時期であった。

ただ、司法試験の受験資格としてロースクール修了を要件とするには、反対である。多額の学費や時間を費やさなければならず、経済的な支援がなければ司法試験を受験できないことになってしまいかねない。

受験資格を撤廃して、誰もが司法試験を受けることができるようにすべきだと思う。その方が、経済的理由で断念する人が減って、司法試験受験生が増えて、多様な人材が法曹業界に来てくれるはずである。

### ☆法曹養成★

#### ◎みぞ(溝)世代の始まり???

幸いなことに、七二期から修習給付金が支給されることになった。

基本給付金として月額二万五〇〇〇円、自ら居住するために住宅を借り受けて家賃を払っている場合には、住居手当として月額三万五〇〇〇円が支給されるようになった。

反面、旧六五期と新六四期までの給費制と比べれば、不十分な金額である。給費制では、国家公務員と同様の給料を支給され、ボーナスもあったと聞く。

そのため、新六五期から七〇期までが無給の谷間世代としたら、七一期以降はみぞ世代といえるのではないだろうか。

各弁護士会では、谷間世代に会費の減額、給付金等の救済策を講じているが、七一期以降のみぞ世代に対する救済策がどのようになるかは不明確である。

谷間世代の救済はもちろんのこと、みぞ世代の救済もされるべきである。

書評

# 『労働弁護士50年』

# 高木輝雄のしごと

あいち 北村 栄



## 一 はじめに—アラゴンの気高さ

名古屋で労働弁護士として現在も活躍し続けられている高木輝雄弁護士が初めての本を出された。対談・聞き取り形式の一五〇頁ほどの本であり、とても読みやすいので、ぜひ多数の方に読んで頂きたい。

表題が「労働弁護士」とあるが、それに限定されない。「見事なまでの普遍性に富んだ本書に読者は勇気づけられるだろう。『もう一度行けと言われたら、私はまたこの道を行こう』（アラゴン）という気高さが、そこにはある」との、高木弁護士の盟友でもある森英樹名古屋大学名誉教授の推薦の帯の言葉は、まさにその通りである。

## 二 著書の内容—実践と教訓が満載

目次を見てみよう。

第一章 労誕生まで二五年—何もかも時代が作った

第二章 若き労働弁護士—大きな敵に立ち向かう 高田事件・四日市公害訴訟

第三章 名古屋新幹線公害訴訟

第四章 闘わなければ明日はない

高木輝雄弁護士は、一九四二年四月生まれの七六歳、二〇期の弁護士である。昨年五〇周年を迎えた名古屋最大級の事務所名古屋第一法律事務所の創設メンバーでもあり、その後名古屋共同法律事務所を立ち上げてきた。修習生時代から、四日市公害裁判に加わり、その後名古屋新幹線公害訴訟の専従になって活躍し、現在もリア訴訟弁護団を指導する、中部圏では誰もが知る著名な弁護士である。今回私が書評を書かせて頂く縁も、私が弁護士二年目に名古屋南部大気汚染訴訟の弁護団に加入して薫陶を受け、以後「師匠」と仰ぎ

見続けてきたからである。

二月八日、出版を記念して労働組合の会館でパーティーが催されたが、高木弁護士のお世話になった労働者の方々、その人柄に魅力が集まった多くの方々が盛大に行われた。これほど、温かくみんなが楽しそうなパーティーは他にないものであった。

著書は、聴き手が著者と三〇年近く共同事務所と共に事件を闘った弁護士であるため、事件のポイントや弁護士として工夫をしたところ、困難であったところ、その事件がその後どんな影響を裁判や世の中に影響を与えたかなどについて、我々弁護士が知りたいポイントが実にうまく押さえられている。この点でも我々にとって非常に有用な本である。

特に、著者は緻密な書面作りや尋問にも優れた才能を発揮されたが、法廷だけでなく、運動にも大きな力を注がれた、まさにその実践者である。

### 三 若手・中堅の弁護士に必携の本

活動内容も多岐にわたり、新人時代にあの最高裁が免訴決定を出した有名な高田事件も手がけた。当時、憲法・刑法学者に意見書を書いてもらい、尋問の時は打合せを深夜まで事務所まで、午前二時に帰宅して四時までやり朝六時に起きる日々だったそうである。また、法的には勝てる見込みが薄い事件も、総行動や争議団と背景資本(銀行)を攻める中で不思議と解決していったとのこと。

聴き手の中谷雄二弁護士も、この本を若手・中堅の弁護士、労働組合の活動家の方に読んで頂きたいとしている。まさに、青法協会員向けの超お勧めの一冊である。

この高木弁護士の姿は私が目指す一つの理想形であり、私が憧れる「職人」という言葉が一番ぴったりする弁護士である。それ故、私は毎年一回しかやらない大好きな麻雀を高木弁護士と打っている。最後に、四年前高木弁護士の全快記念麻雀として六時間を超える闘牌の最後の半荘の最終局

で、私が高木弁護士に役満(国士無双)を振り込んだ写真を掲載して、この書評の締めとしたい。締めにならないか。



#### 今後の日程

##### 【第50回定時総会】

6月22日(土)～23日(日) 北海道

#### 各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

##### 【修習生委員会】

4月17日(水) 10時半～青法協本部  
(全国スカイプ会議は11時半～12時)

#### 『労働弁護士五〇年 高木輝雄の仕事』

編著者…名古屋共同法律事務所  
発行…かもがわ出版  
定 価…一六〇〇円+税  
四六判 一五六頁



#### 編集後記

▼今号は労働関係の内容が多いのですが、寄稿された先生方に改めて感謝申し上げます。▼私の編集後記では憲法・平和に関する内容がほとんどですが、政治が深く関係します。今国会ではさしたる対決法案もないようで、いよいよ憲法発議に向けた動きがあるかと思いついたら、今までの改ざん、捏造、隠蔽等の総まとめのような統計不正問題が噴出してきました。ただ、これまで色々問題があり過ぎたためか、あまり異常性を感じないようにも思えます。これでは駄目です。忘れずに諦めないで共闘することが大事ですね。▼他方、予算についてはどうかと言えば、大いに異議あります。「軍事費削って福祉にまわせろ」という昔ながらのスローガンが一層輝く時代になっています。消費税増税も何種類もの税率になって大混乱を招きそうです。▼半年以上先にまた編集後記の担当になるかと思いますが、今度こそ政治が真っ当な方向に向かっていくことを祈念し行動したいと思います。

(中川勝之)